

議案第41号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-11	環境対策事業の取扱い				関係項目	
調整方針	1 環境基本計画については、渋川市及び赤城村の計画をふまえ、新市において策定する。 2 環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
現況							調整理由・課題
1 環境基本計画							1【調整理由】 ・新市において、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を検討する際、基本となる重要な計画のため、現在、計画が策定されている渋川市及び赤城村の計画をふまえ、新市において新たに策定する必要がある。 【課題】 ・現在渋川市及び赤城村において計画が策定されているが、新市においては地域が広範囲になることから、計画の内容等について調整を図る必要がある。 2【調整理由】 ・地域環境の現状を把握する目的から、各分野における調査が実施されているが、住民が安心して暮らせる生活環境の維持・保全の目的から継続して実施する必要がある。 【課題】 ・現在、調査が実施されている市町村と実施されていない市町村があるため、実施内容や実施方法を検討し、全ての地域で統一的に実施する必要がある。
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)基本計画	・策定：平成14年度 ・適用期間：平成15年度～平成24年度 ・渋川市環境基本条例第9条	なし	なし	なし	・策定：平成15年度 ・適用期間：平成16年度～平成20年度 ・赤城村環境基本条例第9条	なし	
(2)策定と推進体制	渋川市環境基本計画等策定委員会 ・委員：総務部長外14人 ・幹事会：財政課長外27人(策定済みで任期終了) 渋川市環境推進会議 ・委員：市民部長外32人 ・推進部会：職員32人	なし	なし	なし	赤城村環境基本計画策定委員会 ・委員：助役外17人	なし	
2 環境保全調査							
(1)大気調査	・アルカリ濾紙による大気汚染調査 市内38地点 月1回交換調査 ・浮遊粒子状物質測定 年1回12点調査 ・酸性雨 市内1箇所1降雨毎に通年測定	なし	なし	なし	なし	なし	
(2)水質調査	・河川水質調査 年4回20河川調査	なし	なし	なし	・河川水質調査 年4回15河川調査	・河川水質調査 年4回6河川調査	
(3)騒音調査	・環境騒音 環境騒音測定5箇所 ・道路交通騒音 国道17号沿線3箇所 ・新幹線騒音 年1回1箇所3地点調査 ・特定工場騒音 11事業所29地点	・環境騒音 環境騒音測定1箇所	なし	なし	・環境騒音 環境騒音測定1箇所 ・道路交通騒音 国道17号沿線1箇所 ・特定工場騒音 3事業所3地点	・環境騒音 環境騒音測定1箇所 ・道路交通騒音 県道沿線1箇所 ・特定工場騒音 5事業所5地点	
(4)振動調査	・騒音調査と同様の箇所	なし	なし	・騒音調査と同様の箇所	なし	なし	

協議項目	24-11 環境対策事業の取扱い	関係項目	
現		況	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【関係法令】</p> <p>環境基本法(抜粋)</p> <p>(環境の恵沢の享受と継承等)</p> <p>第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第7条 地方公共団体は、基本理念(第3条)にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(地方公共団体の施策)</p> <p>第36条 地方公共団体は、第5節(国が講ずる環境の保全のための施策等)に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。</p> <p>(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)</p> <p>第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p> <p>水質汚濁防止法(抜粋)</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第14条の4 市町村は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下「生活排水対策」という。)として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。</p> </div>			

協議項目	24-11	環境対策事業の取扱い	関係項目	
現			況	
3 先進地事例				調整理由・課題
富士河口湖町		飛 騨 市		か ほ く 市
1 環境審議会については、新町において改めて設置する。 2 「河口湖町自然環境を守り育む条例」については、新町において全域の適用に向けた検討をする。 3 河口湖町で取得した「ISO14001」については、新町において継続する。		1 水質汚濁対策事業については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。 2 ISO 14001推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 ごみポイ捨て等防止事業については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。		1 公害防止協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 環境SO推進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3 河川水質調査については、新市において調整する。 4 合併処理浄化槽設置整備事業補助については、宇ノ気町の例により実施する。 5 放置自転車等については、宇ノ気町の例による。ただし、放置禁止区域は合併時に調整する。
柏市・沼南町合併協議会		柴田町・村田町・大河原町合併協議会		木造新田合併協議会
1 水質汚濁対策関係 千葉県が沼南町で実施している公共用水域、地下水の水質常時監視、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法の立入検査については、新市が千葉県の業務を引き継ぐ。また、地下水汚染の調査、汚染防止対策については、新市において対策を継続実施する。 2 大気汚染対策関係 千葉県が沼南町で実施している大気環境監視システム、大気常時監視、有害大気汚染物質モニタリング調査及び大気汚染防止法の立入検査については、新市が千葉県の業務を引き継ぐ。また、光化学スモッグに係る大気汚染被害対策については、両市町とも同じ内容なので、現行のとおりとする。 3 その他環境対策 公害苦情処理については、両市町とも同じ内容なので、現行のとおりとする。また、埋立事業規制条例許可申請事務およびダイオキシン類発生抑制の為の立入検査については、両市町の内容に違いがあるため、柏市の制度を適用する。 沼南町で行われている土壌汚染調査・汚染防止については、現行のとおり、千葉県で調査を継続する。		1 環境審議会については、合併時に再編し設置する。 2 環境調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 生物調査については、柴田町の例により新市に引き継ぐ。 4 環境指導員については、合併時に再編する。 5 環境美化事業については、合併後、速やかに再編する。ただし、経費負担については、合併時まで調整する。 6 環境基本計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、柴田町の計画を新市に引き継ぎ運用する。		1 ダイオキシン対策及び不法投棄ごみ防止対策については、合併時に統合する。 2 環境美化事業については、合併時に統合する。 3 合併処理浄化槽設置事業助成金については、現行のとおり存続する。 4 病害虫駆除対策及び動物愛護事業については、合併時に統合する。 5 犬猫死骸収集業務、火葬場及び墓地については、合併時に統合する。 6 小規模水道水質検査業務については、現行のとおりとし、新市において調整する。 7 その他5町村同一のものについては、現行のとおりとする。